

平成29年11月22日  
在マイアミ日本国総領事館

～海外安全情報（広域情報）の発出～  
米国からキューバへの渡航に関する注意喚起  
（米国、キューバ）

【ポイント】米国からキューバへの渡航制限の厳格化により、特定の宿泊施設や旅行会社の利用等が制限されました。米国からキューバへの渡航を検討されている方は、あらかじめ渡航の可否についてよく確認してください。

1 11月9日、米国政府はキューバへの渡航に関する規則（キューバ資産管理規則（CACR））の改正を行いました。これにより、渡航に関する要件が厳格化され、米国政府がリストアップした特定企業との取引が認められなくなりました。

2 例として、以下のような場合には、日本人も米国からキューバへ渡航できません。

（1）観光目的など、CACRで定める12のカテゴリー（注）に当てはまらない。

（2）教育（人材交流等）を目的としつつも、米国から許可を得ていない団体に参加する。

（3）CACRで定める以下の12のカテゴリーに当てはまる渡航であっても、米国政府がリストアップした特定企業（宿泊施設や旅行会社など）を利用する（なお、人道的活動等一部のカテゴリーは該当しないことがあるので詳細は、CACRを確認してください。）。

※ 12のカテゴリー

①家族訪問、②米国・外国政府・政府機関の公用、③報道活動、④専門調査・会合、⑤教育活動（人材交流含む）、⑥宗教活動、⑦公演・クリニック・ワークショップ・競技・運動・展示活動、⑧キューバ国民支援、⑨人道的プロジェクト、⑩民間財団・調査・教育機関の活動、⑪情報・情報資料の輸出・輸入・輸送、⑫キューバ関連の既存の米商務省規則およびガイドラインで輸出許可の対象となり得る輸出取引に関連する渡航

3 したがって、米国発又は米国経由でキューバへの渡航を検討されている方

は、以下のキューバへの渡航に関する諸規則をよく確認してください。また、必要に応じて、以下の米国当局又は旅行会社等に問い合わせるなど、あらかじめ渡航の可否をよく確認してください。

<米国からキューバへの渡航に関する諸規則>

○キューバ資産管理規則 (CACR)

[http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=8359a69eb280b7bc9bdfb2e945f3319b&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/Title31/31cfr515\\_main\\_02.tpl](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=8359a69eb280b7bc9bdfb2e945f3319b&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/Title31/31cfr515_main_02.tpl)

○米国政府がリストアップした特定企業 (米務省ホームページ)

<https://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/cuba/cubarestrictedlist/index.htm>

○米財務省外国資産管理室 (OFAC)

・キューバ制裁に関するページ <https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/cuba.aspx>

・よくある質問 [https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/cuba\\_faqs\\_new.pdf](https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/cuba_faqs_new.pdf)

○問い合わせ先 (米国政府が示しているもの)

The Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control

・ Assistant Director for Licensing, tel.: 202-622-2480,

・ Assistant Director for Regulatory Affairs, tel.: 202-622-4855,

・ Assistant Director for Sanctions Compliance & Evaluation, tel.:

202-622-2490;

・ or the Department of the Treasury's Office of the Chief Counsel

(Foreign Assets Control), Office of the General Counsel, tel.: 202-

622-2410.

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○ 在キューバ日本国大使館

住所 : Centro de Negocios Miramar, Edi. 1,5 to. Piso, Ave. 3ra, Esq. a 80, Miramar, Playa, Habana, Cuba (Apartado No. 752)

電話 : 07-204-3355

国外からは(国番号 53) 7-204-3355

FAX : 07-204-8902

国外からは(国番号 53) 7-204-8902

ホームページ : <http://www.cu.emb-japan.go.jp/>

○ 在アメリカ合衆国日本国大使館

住所 : 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008-2869, U.S.A.

電話 : (市外局番 202)-238-6700

国外からは(国番号 1)-202-238-6700

F A X : (市外局番 202)-328-2187

国外からは(国番号 1)-202-328-2187

ホームページ : <http://www.us.emb-japan.go.jp/j/>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話 : 305-530-9090 F A X : 305-530-0950

ホームページ : <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

※ 「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>